

千葉県競馬組合承認獣医師に関する取扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、船橋競馬場附属きゅう舎運営要綱(平成六年三月十四日施行。以下「要綱」という。)第二条二に規定する施設(以下「きゅう舎」という。)並びに千葉県競馬組合民間施設きゅう舎認定要綱(平成十八年三月二十七日施行。以下「認定要綱」という。)第二条一に規定する施設(以下「認定きゅう舎」という。)に飼養する競走馬に対する診療業務を行うことのできる者の承認等に関し、必要な事項を定め、もって、競馬の公正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(診療業務を行うことのできる者)

第二条 管理施設において診療業務を行うことができる者は、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)により獣医師の免許を有する者(以下「獣医師」という)で、次の各号に定める者でなければならない。

- 一 承認獣医師 第四条の規定により千葉県競馬組合管理者(以下「管理者」という。)の承認を受けた獣医師をいう。
- 二 承認補助獣医師 承認獣医師が行う診療業務を補助するため、当該承認獣医師が雇用する者であって、第十一条の規定により管理者から承認獣医師の承認を受けた獣医師をいう。
- 三 承認外来獣医師 第一号及び第二号に規定する以外のものであって、管理者が管理施設内の競走馬の診療を臨時的に行うことを承認した獣医師をいう。

(承認申請)

第三条 承認獣医師として承認を受けようとする者は、承認獣医師(承認・承認継続)申請書(様式第一号)に次の書類等を添えて管理者に申請し、承認を受けなければならない。

- 一 誓約書(様式第二号)
- 二 履歴書(競走馬診療等の実務経歴を含む)
- 三 住民票
- 四 獣医師免許証(写)
- 五 写真(一枚。規格は、無帽で正面を向き上半身を撮影したものであって、提出する日の前三か月以内に撮影したものとし、大きさは縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのものとする。)

(承認の基準)

第四条 管理者は、競走馬の診療業務において相当期間の実務経験と良好な実績を有し、人格、品位その他の基準を総合して判断し、適格と認められる者について承認獣医師として承認する。

(欠格事項)

第五条 管理者は、承認獣医師として承認を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合は、これを承認しない。

- 一 成年被後見人、被補佐人及び破産者であって、復権を得ない者
- 二 競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定により罰金以上の刑に処せられた者
- 三 競馬関与禁止若しくは停止されている者
- 四 入場拒否されている者
- 五 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)第一条各号に規定するものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 六 **拘禁刑**以上の刑に処せられた者
- 七 獣医師法に違反し罰金以上の刑に処せられた者

八 競馬の公正を害し、又は厩舎地区内の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(承認書の交付及び承認者名簿への登載)

第六条 管理者は、第四条の規定により、承認獣医師を承認したときは承認獣医師承認書(様式第三号)を交付するとともに承認獣医師承認名簿(様式第四号)に登載する。

(承認の期間)

第七条 承認の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日まで(以下「年度」という。)の一年間とする。ただし、年度の途中で承認する場合の期間は、承認した日から最初の三月三十一日までとする。

(承認の更新)

第八条 承認獣医師として承認された者が承認期間の満了後も引き続き承認を受けようとするときは、当該承認期間が満了する日の一か月前までに第三条に定める承認獣医師(承認・承認継続)申請書及び同条第一号に定める誓約書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の承認の更新については、第四条から第六条までの規定を準用する。

(届出事項の変更)

第九条 承認獣医師は、届出事項に変更が生じた場合は、承認事項変更届(様式第五号)に変更事項を証する書類を添えて、速やかに管理者に提出しなければならない。

(業務の廃止及び休止の申請)

第十条 承認獣医師は、業務を廃止又は休止する場合は、承認獣医師廃止(休止)申請書(様式第六号)に第七条の規定により交付された承認書を添えて、速やかに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項により承認を取り消す場合は、該当者に対し承認獣医師(補助獣医師)取消通知(様式第十号)をもって通知する。

(承認補助獣医師の雇用申請)

第十一条 承認獣医師は、獣医師の免許を有する者を雇用し、承認補助獣医師として診療業務を補助させようとする場合は、承認補助獣医師雇用申請書(様式第七号)及び当該補助獣医師に関する第三条第二号から第五号までに規定する書類を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 承認獣医師は、管理者の承認がなければ、承認補助獣医師をもって診療業務の補助をさせてはならない。

3 承認補助獣医師にかかる承認の基準等は、第四条、第五条、第七条、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、当該各本条中「承認獣医師」とあるのは「承認補助獣医師」と読み替えるものとする。

4 承認獣医師は、雇用する承認補助獣医師を指導、監督しなければならない。

(承認補助獣医師の承認)

第十二条 管理者が承認補助獣医師として承認する者は一名の承認獣医師につき、三名を超えない範囲で承認する。

2 管理者は、前条の申請により承認補助獣医師を承認したときは、承認補助獣医師承認書(様式第三号)を交付する。

(承認補助獣医師の解雇申請)

第十三条 承認獣医師が前条により承認された承認補助獣医師を解雇する場合は、承認補助獣医師解雇申請書(様式第八号)を速やかに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項により承認を取り消す場合は、該当者に対し承認獣医師(補助獣医師)取消通知(様式第十号)をもって通知する。

(遵守事項)

第十四条 承認獣医師及び承認補助獣医師(以下「承認獣医師等」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 管理施設内の秩序を維持し、競馬の公正確保に努め、管理者指示事項、開催執務委員指示事項並びに禁止薬物陽性馬発生防止に関する指示事項に従わなければならない。
- 二 獣医師法及び競馬法並びに関係法令を順守し、これらに抵触する行為をしてはならない。
- 三 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項に定める家畜伝染病のうち馬に係るもの及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第二条に定める伝染性疾病のうち、馬に係る患畜若しくは疑似患畜を発見したときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- 四 承認獣医師等は診療の際、船橋競馬組合競馬実施規則第三十七条第一項において規定する別表一に掲げる薬品又は薬剤を含有する医薬品等(以下「禁止薬物」という。)を使用した場合は、禁止薬物使用報告書(様式第九号)を依頼のあった調教師を経由し、管理者に提出する。
- 五 診療業務を行った競走馬について、獣医師法及び競馬法並びに関係法令に違反する行為があったと認めた場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。
- 六 競走馬の伝染性疾病の予防に万全を期する。
- 七 診療業務上知り得た事項は、業務上必要と認めた場合のほかは、関係者以外に知らせてはならない。
- 八 千葉県競馬組合を誹謗又は中傷してはならない。
- 九 千葉県競馬組合営船橋競馬の予想行為及びこれに類する行為をしてはならない。
- 十 診療業務を行った競走馬が千葉県競馬組合営船橋競馬以外の競走に出走する場合の当該競走においても予想行為及びこれに類する行為をしてはならない。
- 十一 千葉県競馬組合営船橋競馬の勝馬投票券を購入し、又は払戻金を受けてはならない。
- 十二 診療業務を行った競走馬が千葉県競馬組合営船橋競馬以外の競走に出走する場合の当該競走においても勝馬投票券を購入し、又は払戻金を受けてはならない。
- 十三 管理施設内の設備を使用する場合は、消毒・清掃・火気その他について善良なる管理者の注意義務を持って使用する。
- 十四 管理施設内への立入及び退出時に警備員に申告する。
- 十五 業務中に不正行為等を見聞きした場合は、速やかに千葉県競馬組合へ報告すること。
(診療業務に係わる報告等)

第十五条 管理者は、必要により承認獣医師等の診療業務について報告又は関係書類の提出を求め、若しくは事情聴取を行うことができる。

- 2 承認獣医師等は、前項の規定に基づく管理者の指示を拒んではならない。
(承認の取消)

第十六条 管理者は、承認獣医師等が次の各号の一に該当したときは、承認を取り消し、管理施設内の出入を禁止し、又は更新をしないことができる。

- 一 獣医師法により獣医師の免許を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたとき。
 - 二 この要綱に違反したと認められたとき。
- 2 管理者は、前項により承認を取消し、管理施設内の出入を禁止し、又は承認の更新をしない場合は、該当者に対し承認獣医師(補助獣医師)取消通知(様式第十号)をもって通知する。
(外来獣医師の臨時承認申請)

第十七条 調教師は、管理施設内において、当該施設で飼養している競走馬の診療を承認獣医師等以

外の獣医師(以下「外来獣医師」という。)に行わせようとするときは、臨時診療申請書(様式第十一号)に当該外来獣医師の獣医師免許証の写し、写真(第三条第五号と同じ。)及び誓約書(様式第二号)を添付し当該診療業務前までに管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(外来獣医師の承認)

第十八条 管理者は、前条の申請があった場合は、その必要性を認めた場合に限り、これを承認することができる。

2 承認外来獣医師の承認等については、第四条、第五条、第九条及び第十四条の規定を準用する。この場合において、当該各本文中「承認獣医師」とあるのは「承認外来獣医師」と読み替えるものとする。

3 管理者は、第一項の申請を承認したときは、承認期間を記載した承認外来獣医師及び外来診療臨時承認書(様式第十二号)を交付するものとし、承認しないときは、理由を付してこの旨を申請者に対して通知しなければならない。

4 承認外来獣医師は、承認期間等の管理者が承認した事項の範囲内において診療業務を行うことができる。

(承認外来獣医師の臨時承認の取消)

第十九条 管理者は、承認外来獣医師が当該臨時承認期間等の範囲内であっても、第十六条各号に該当したときは、承認を取り消しし、きゅう舎地区内の出入を禁止することができる。

2 管理者は、前項により承認を取り消しし、きゅう舎地区内の出入を禁止する場合は、当該承認外来獣医師に対し承認外来獣医師取消通知(様式第十三号)をもって通知する。

(雑則)

第二十条 この要綱に定めるもののほか、管理施設内において診療業務を行う獣医師に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。